

事務連絡
令和8年3月26日

各
〔
都道府県
保健所設置市
特別区
〕生活衛生担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号に基づく
出張理容・出張美容の対象について（改定）

標記については、平成28年3月24日付け生食衛発0324第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品全部生活衛生課長通知（令和8年3月26日一部改正）において考え方を示したところですが、同通知に基づく出張理容・出張美容の対象範囲に係る運用上の疑義について、下記のとおりQ&Aを改定したので、内容を御了知の上、適切な運用を図っていただくとともに、貴管下事業者等に対する周知及び指導等に遺漏なきようお願いいたします。

記

項目1の表現を適正化
項目2及び5の考え方を明確化するため追加

以上

	通知該当部分	問	答
1	1. 柱書き	「次のような者が該当すると考えられること」とあるが、今回の通知の対象に含まれない場合は、条例で定めない限り、出張理容・出張美容の対象にならないと理解してよいか。	そのとおり。なお、令和8年3月26日付事務連絡において、当該通知における例示の解釈を一部見直している。
2	1(1)	「要介護状態にある等」の「等」は何を指すのか。	例えば、入所施設にいる場合や疾病・障害等のため、理容所・美容所において施術を完了することが困難な者、外出困難な妊婦、精神的・心理的理由等により外出が困難な者(ひきこもり等)などが考えられる。 また、常時対応が求められる等の業務や勤務環境で、理容所・美容所の営業時間中に外出する時間の確保が困難である場合も考えられる。
3	1(1)	「その状態の程度や生活環境に鑑み」とあるが、具体的にどのようなことを想定しているのか。例えば、片足骨折の状態であるが松葉杖を使用して歩くことができ、近距離のタクシーを利用して理容所・美容所に来ることができる場合や、両足骨折の状態であるが同居している家族が運転する自動車により理容所・美容所に来ることができる場合は、出張理容・出張美容は認められないのか。	「その状態の程度」とは、例えば、骨折の場合であれば骨折の程度のことであり、「生活環境」とは、例えば、家族等からの援助の得やすさや移動手段の確保のしやすさ等のことである。 出張理容・出張美容が認められるか否かについては、「その状態の程度」や「生活環境」を総合的に勘案し、個別具体的な事情に照らして判断されたい。 なお、一般的には、骨折の状態であっても、タクシー等により日常的に外出しており、その行動範囲の中に通常利用している理容所又は美容所がある場合は、理容所又は美容所に来ることが困難であるとは認められないと考えられる。 両足骨折の場合については、一般的には、自ら外出することは困難であり、仮に、家族の助けを借りたとしても理容所又は美容所に来ることは容易ではないと考えられることから、理容所又は美容所に来ることが困難であると考えられるが、同居している家族が運転する自動車により理容所・美容所に来ることができ、それが困難であるとは認められない場合には、出張理容・出張美容は認められない。
4	1(2)	「自宅等」の「等」は何を指すのか。	自宅以外であっても、生活の本拠であると認められる場所を指すものである。
5	1(2)	「常時、～略～介護を行っている者」とあるが、仕事をしながら育児や介護を行っている場合は含まれないのか。	家族等の育児や介護に加え、時間的に拘束される業務を行っていて、外出する時間の確保が困難である場合には対象となり得る。
6	1(2)	「家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者」とあるが、この場合の「家族」とはどの範囲までをいうのか。	個別具体的な事情に照らして判断すべきものであるが、一般には乳幼児の育児や高齢者の介護を担っている同居の家族は該当する。

7	1(2)	「乳幼児」とあるが、保育園や幼稚園の年長児も含まれるのか。他方、小学生は含まれないのか。	乳幼児は一般に保護者等による保護の必要性が高いと考えられるが、発達の個人差も大きいと考えられることから、保育園や幼稚園の年長児の場合、その発達状況に応じて判断することが必要である。ただし、幼稚園の就園児については、通常、登園中には理容所・美容所に来ることが可能と考えられる。 他方、小学生については、一般に常時保護者の監護下におく必要性はないと考えられるが、重度の障害を有する等により「重度の要介護状態にある高齢者等」に該当すると考えられる場合には、対象となり得る。
8	1(2)	「重度の要介護状態」とあるが、これは介護保険制度における要介護状態のことを指すのか否か。また、「重度」とはどの程度のことをいうのか。	「要介護状態」とは、介護保険制度における認定を受けている場合に限定したものではない。また、「重度」については、「当該家族の安全性を確保することが困難になると認められる」かどうかも考慮して判断されるものである。
9	1(2)	「高齢者等」の「等」は何を指すのか。	障害者等の常時介護が必要となる者が考えられる。
10	1(2)	「その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用する」というのは、例えば、現状において訪問介護サービス等の契約を行っていないが、契約を締結すればサービスを利用できる状態にある場合も含むのか。	該当するかどうかは、「サービスを利用することが困難」と認められるかどうかであり、訪問介護サービス等のサービスを利用することが困難と認められるかどうかについて、利用可能なサービスの有無や経済的な事情なども含め、個別具体的な事情に照らして判断されるべきものである。
11	1(2)	「当該家族の安全性を確保することが困難」とは、具体的にはどういう状態を想定しているのか。	育児中の乳幼児又は介護を受けている高齢者等を一人で家に残した場合に、当該乳幼児・高齢者等の生命、身体の安全性を確保することが困難となるような場合を想定している。 したがって、例えば要介護の状態であっても心身の状態が安定しており、数時間であれば一人で過ごせるような場合は、これには当たらない。
12	1(2)	「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」の第5の1で「作業室には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと」とされていることとの関係はどのように考えれば良いか。	本通知1(2)に該当するとして出張理容・出張美容を行う場合においても、衛生の確保という衛生管理要領の趣旨から、育児等の対象者が施術室に出入りすることは適切ではない。 ただし、施術環境として適切な衛生措置が講じられた上で、柵付きのベッド等により乳幼児自らが柵の外に出られない等の安全上の措置が講じられた場合は、この限りではない。